・　営農型太陽光発電設備の撤去費用の確保が書面により確実となっているか
・　毎年、営農型太陽光発電設備に係る認定設備整備計画（①の都道府県知事等に対する協議、同意等を経て認定された設備整備計画をいう。以下同じ。）の実施状況に関する報告書が確実かつ適切に提出されるか

についても確認した上で認定の是非を判断するものとする。なお、設備整備計画の認定に際し、必要に応じて国及び都道府県の助言等を受けることができる。

営農型太陽光発電に係る設備整備計画の認定に当たっては、当該設備整備計画を実施すべき期間（以下「認定実施期間」という。）を定めるものとする。また、設備整備者が認定実施期間満了後も継続して発電事業を行おうとする場合は、改めて設備整備計画を作成し、期間満了までに市町村の認定を受ける必要があることに留意するものとする。ただし、当該設備整備者が市町村から⑷の指導を受けたにもかかわらず必要な改善措置が講じられず、又は改善されていない場合において、当該設備整備者による既存の設備整備計画についての改めての認定の申請があったときは、当該設備整備計画の認定をしないものとする。

なお、認定設備整備計画に従って農地を農地以外のものにする場合や、開発行為を行う場合等には、各個別法の許可があったものとみなされることに留意するものとする。ただし、計画作成市町村が農地法第４条第１項に規定する指定市町村である場合は、都道府県知事の同意を得ていなくても、法第７条第４項第１号に掲げる行為が記載された設備整備計画については、当該計画作成市町村の認定をもって、農地法の許可があったものとみなされる。この場合において、当該計画作成市町村は、当該設備整備計画を認定しようとするときは、農業委員会の意見を聴かなければならないことに留意する必要がある。

⑶　認定の取消し

計画作成市町村は、設備整備計画の認定を受けた者（以下「認定設備整備者」という。）が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備の整備や農林漁業関連施設の整備を行っていないと認める場合には、その認定を取り消すことができる。また、農林漁業関連施設の整備以外の農林漁業の健全な発展に資する取組を十分実施していないと認める場合や、認定設備整備計画に故意又は重大な過失により虚偽の記載が行われた場合、営農型太陽光発電設備に係る認定設備整備計画にあっては⑷の指導等にもかかわらず必要な改善措置が講じられず、又は改善されていない場合、認定実施期間満了後、設備整備計画の再認定が行われなかった場合等、認定設備整備計画の確実な実施が見込まれないなどにより認定の根拠が失われたと認める場合には、必要に応じ農業委員会等関係者の意見を聴取した上で、法第８条第３項に基づき、その認定を取り消すことができる。

⑷　認定設備整備者に対する指導及び助言

計画作成市町村は、認定設備整備者に対し、認定設備整備計画に従って行われる再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組の適確な実施に関し必要な指導及び助言を行うものとする。また、下部の農地において栽培する農作物の単収が、同じ年産の当該農地が所在する市町村の区域内の平均的な単収と比較して、おおむね２割以上減少している場合や、下部の農地において栽培する農作物と同一品目の生育段階と比較して生育状況に支障がみられる場合等、営農の適切な継続が確保されなくなったとき、又はこれが確保されないと見込まれるときには、認定設備整備者に対して、必要な改善措置を講ずるよう指導を行うものとする。

⑶　認定の取消し

計画作成市町村は、設備整備計画の認定を受けた者（以下「認定設備整備者」という。）が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備の整備や農林漁業関連施設の整備を行っていないと認める場合には、その認定を取り消すことができる。また、これ以外の場合において、農林漁業関連施設の整備以外の農林漁業の健全な発展に資する取組を十分実施していないと認める場合や、認定設備整備計画に故意又は重大な過失により虚偽の記載が行われた場合をはじめ、認定設備整備計画の確実な実施が見込まれないなどにより認定の根拠が失われたと認める場合には、その認定を取り消すことができる。

⑷　認定設備整備者に対する指導及び助言

計画作成市町村は、認定設備整備者に対し、認定設備整備計画に従って行われる再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組の適確な実施に関し必要な指導及び助言を行うものとする。